

診療情報管理士学科 学科細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 本試験の評価が不合格(59点以下)の場合は再試験を行う。再試験の評価が不合格の場合は、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則および上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置となり、留年となる。

(現場実習に関する方針)

第3条

1. 現場実習に参加できる者は、実習に必要な科目単位全てを修得した者で、実習前判定試験に合格した者とする。なお、実習前判定試験は、「実習事前指導」の評価に準ずる。
2. 当該期の実習開始迄の全出席率が90%を越えている事を参加条件とする。

(診療情報管理士受験判定に関する方針)

第4条

1. 学則第10条に定める全ての科目とは「診療情報管理士試験対策講義」の単位の修得も含む。
2. 本学科の「診療情報管理士試験対策講義」単位履修試験は、10月から2月の間に実施する模擬試験、卒業試験等をさす。なお、診療情報管理士認定試験の合格基準に準じて当該期間中の基礎・専門・分類の各分野の得点から判定する。
3. 前期、後期とも出席すべき試験対策講義の90%以上の出席率を満たすことを受験判定条件とする。
4. 受験判定は学則および、上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会で総合的に判定する。

(卒業判定に関する方針)

第5条

1. 卒業判定は学則第10条に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。

(専攻科進学に関する方針)

第6条

1. 医療情報技師コースに在籍する者で卒業時に専攻科進学を希望する者は、3年次に必要な手続きを行い、診療情報管理士学科の卒業認定により専攻科への入学が許可される。

(視能訓練士学科1年制への内部進学に関する方針)

第7条

1. 視能訓練士学科内部進学コースに在籍する者で卒業時に視能訓練士学科1年制への内部進学を希望する者は、下記の要件を満たす事とする。

- ①別途規定する内規に基づき1年から3年次での視能訓練士学科1年制の内部進学コースの規定に基づく必要な講座を受講し評価を受ける。
- ②1, 2年次には産能短期大学併修にて准学士を取得、3年次に大手前大学にて不足単位を修得する。
- ③診療情報管理士受験資格を取得すること。
- ④診療情報管理士学科の卒業認定を受け、視能訓練士学科1年制への内部進学試験に合格。

上記の要件を満たす事により視能訓練士学科1年制への内部進学が許可される。

2. 内部進学判定は学則第10条、診療情報管理士学科学科細則第7条にもとづき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において最終判定する。

附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。